記 入 注 意

一 般 事 項

(1) この調査は，わが国の製造業に関する基本的な統計資料を作成するために実施するものです。

(2) 調査期間が1年間となっている事項については，昭和47年1月1日から12月31日までの事実について記入して下さい。しかし，毎月の調査期日（たとえば12月25日）がきまっている事項では，昭和47年12月の調査期日切日からさかのぼって1年間の事実について記入してもさしつかえありません。

(3) 調査票には，算かち張りインキ消ゴマではっきり記入して下さい。カーボンペーパー，タイプライターによって記入してもさしつかえありません。

(4) 数字は，1，2，3のような算用数字で記入して下さい。

(5) 記入すべき金額，数量のない項目は，その合計欄に必ず0を記入して下さい。

(6) 調査票欄ごに書きつくせないときは，補助紙を用いて下さい。この際，調査票には，「以下別紙」と記入するとともに補助紙には，必ず事業所名を記入して下さい。ただし，補助紙を用いた場合でも計を記入すべきものは，補助紙でなく，調査票上の計欄に記入して下さい。

個 別 事 項

1 事業所の名称 2 本社または本店の名称

登号その他異名を用いている正式の名称を記入して下さい。定まった名称のない場合は，事業主の氏名を記入して下さい。

3 経 営 組 織

組合とは，法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない組合をいわゆる「民事組合」などは個人に含めて下さい。

4 従 業 者 数

(1) 常用労働者とはつぎのうちいずれかの労働者をいいます。

(ｲ) 期間を定めず，または1カ月を超える期間を定めて雇われている者，

(ﾛ) または1カ月以内の期間を限って雇われていた人のうち，11月，12月にそれぞれ18日以上，または7月から12月までに通算して60日以上雇われた者，

(ﾊ) 重役，理事などの役員のうち，常時勤務して毎月給与の支払を受けている者，

(ﾆ) 事業主の家族でその事業所に働いている人のうち，常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

なお，常用労働者については「生産労働者」と「管理，事務，技術労働者」に区別して記入して下さい。

(2) 生産労働者とは生産の作業が行なわれる現場（補助部門を含む。）において，生産諸費，その記帳業務，これら諸費と密接な関連のある現場に配置する労働者をいいます。作業に従事しない職長，組長などの監督的労働者は除かれます。

(3) 管理，事務，技術労働者とは，管理，経理，営業，人事，福利，厚生，研究などの部門に働く労働者（単純作業に従事する者を含む。）をいい，常時勤務に従事する役員も含まれます。「生産労働者」と「管理，事務，技術労働者」を合計したものが常用労働者となります。

(4) 個人事業主および家族従業者には，実際にたださわっていない者と事業主の家族で，手伝いをする程度のものは含めないで下さい。

7 月別常用労働者数

12月末の数は，「6 従業者数の生産労働者と管理，事務，技術労働者」の計に一致していなければなりません。

8 現金給与総額

(1) 所得税，保険料，組合費などを差し引かない前のいわゆる税込みの金額を記入して下さい。

(2) 常用労働者に対する基本給，諸手当には，労働賃約，団体協約，あるいは給与規則などによって，あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。たとえば，基本給のほか，家族手当，超過勤務手当，通勤手当，休業手当などを含み，昭和47年12月に実際に支払われた金額と同額同じ支給うべきものとして算定された金額とを記入して下さい。

(3) 特別に支払われた賞与とは，一時的理由により，特別に支払われた奨励賞金，結婚手当，災害見舞金などをいい，昭和47年1月から12月に実際に支払われた金額を記入して下さい。

(4) その他の給与とは，常用労働者に含まれない臨時または日雇の労働者に対する現金給与，常用労働者に対する前期以外の現金給与をいい，昭和47年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

9 原材料，燃料，電力の使用額および委託生産費

(1) 原材料を使用しての加工品などを作り，この中間製品を，さらに製造，加工のために使用した場合は，はじめの原材料の金額だけを原材料使用額にとめ，あとの中間製品の使用額には含めないで下さい。

(2) 同じ企業に属する他の事業所から受け入れたものおよび農業，林業，水産業，鉱業などの第一次産業段階によって自家取得したものの使用額も見積り価額によって記入して下さい。

(3) 原材料使用額には，燃料以外のすべての製造，加工用の原材料（購入した水を含む。）を含めて下さい。「工場建物用の材料，消耗品」には，工場建物，設備，機械などの小修理に用いた材料と耐用年数1年未満の工具，器具，備品と機械油その他作業用との消耗品などが含まれます。建物の新築，増築と機械設備の新設，拡張などのために使用された原材料のうち固定資産勘定に計上すべきものは含めないで下さい。

(4) 燃料として使用されるものでも，原材料として使用された場合は，燃料使用額に含めないで，原材料使用額に含めて下さい。たとえば，コークス製品用の石炭，ゴム房用に用いられた石油などは原材料使用額に含めて下さい。

(5) 同じ企業に属する2以上の工場に送電している自家用火力発電所の使用した石炭，石油などは，昭和47年1年間に製造品出荷額のもっとも多かった事業所でまとめて燃料使用額に含めて下さい。

(6) 電力使用額には，従業員の購入電力と定額制の購入電力をあわせて使用した場合は，全額個々に再掲に対する料金の合計金額を記入して下さい。同じ企業の2以上の工場に送電している自家発電所が他に余剰電力を販売した場合は，この販売電力は昭和47年1年間に製造品出荷額のもっとも多い事業所において，「13イ品目別製造品出荷額」に記入して下さい。

(7) 委託生産費には，原材料を支給しないで他に製造を依頼した在文製造品の代金を含めないで下さい。

11 製造品，原材料，燃料の在庫額および半製品，仕掛品の価額

(1) 「原材料などのために他から支給された原材料および下請業加工した製造品の金額は含めないで下さい。

(2) 金額は，帳簿価額によって記入して下さい。それが難しいときは，それぞれ年初，年末の見積り価額によって下さい。

(3) 製造品の年末在庫額は，「13ロ品目別製造品在庫額」に一致していなければなりません。

12 有形固定資産

(1) 金額は，帳簿価額によって記入して下さい。それが難しいときは，見積り価額（取得額の場合に購入価額でもよい。）によって下さい。

(2) 年初現在高

減価償却を直接法によって行なっている場合は，その資産の年初の帳簿価額を記入し減価償却を間接法によって行なっている場合は，その資産の取得額から昭和46年末までの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。

(3) 取 得 額

(ｲ) 新しい土地，例じ企業に属する他の事業所からの受け入れた場合，または建設仮勘定からの振替えは，その資産の取得の際の帳簿価額または振替えの際の評価額を記入して下さい。この事業所が使用するために，外国から直接に輸入したもの（買易商などを通じて輸入したものを含む。）は中古のものも新品のものとみなします。

(ﾛ) 建設または自家製作，改造，増設などによって既存の資産の価額が増加した場合は，その増加額を記入して下さい。

(ﾊ) 資産再評価による固定資産の増加は記入しないで下さい。

(4) 除 却 額

(ｲ) 売却，廃止，例じ企業に属する他の事業所への引き渡し，または誤失によって，その資産が，修理から除却された場合，減価償却を直接法によって行なっている場合は，除却の際の帳簿価額を，減価償却を間接法によって行なっている場合は，取得額から除却のときまでの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。

(ﾛ) 災害などにより部分的損失が生じその資産の帳簿価額が減少した場合は，その減少額を記入して下さい。

(5) 減価償却額

減価償却を直接法によって行なっている場合は，有形固定資産勘定から控除した金額を記入し，間接法によって行なっている場合は，減価償却引当金に加えられた金額を記入して下さい。

(6) 繰物，構築物

(ｲ) 建物には，工場，事務所のほか，社宅，その他従業付属物（例かものを含む。）などのエレベーター，暖房，照明，通気などの付属設備を含めて下さい。

(ﾛ) 構築物には，ドック，橋，岸壁，さん橋，鉄道，貯木池，航道，堤防，その他土地に定着する土木設備，工作物，煙突，駐車場など（減価償却の対象となるものに限る。）を含めて下さい。例かものも含めて下さい。

(7) 機 械，装 置

(ｲ) 原動機関，製造加工用の機械，装置，コンベヤー，ホイスト，起重機（建物に付属するものを除く。）などの運搬設備，その他の付属設備も含めて下さい。

(ﾛ) 船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等

(ｲ) 船舶には，船舶およびボート上運搬具，事務運搬具には，鉄道車両，自動車，その他陸上運搬具（けん引用および牛を含む。）を記入して下さい。

(ﾛ) 工具，器具，備品などには，容器を含み，耐用年数1年以上で5万円以上のものを記入して下さい。

(8) 土 地

土地には，工場と事務所の敷地のほか，社宅敷地，運動場，農園などの証券付貸用の土地（例かものを含む。）を含めて下さい。

(9) 期 設 仮 勘 定

建設仮勘定は，建設通程にある有形固定資産，たとえば，建物が完成して，固定資産勘定に組み替えられるまでの途中に置かの出費があった場合，これらを整理するための会計処理上の方法として設けられるものです。この勘定を設定している事業所については，昭和47年1年間にこの勘定の借方に加えられた金額を帳尻，同期間内にこの勘定から他勘定に振り替えられた金額（貸方に記入された金額）を誤に記入して下さい。

なお，小規模企業の場合は，建設仮勘定の記入の必要はほとんどないと思われます。

13イ 品目別製造品出荷額

(1) 昭和47年1年間に，この事業所から出荷された製造品の全部を本票と一緒に記載された商品分類表で品目別に記入して下さい。

(2) 委託販売に出したものは，12月31日までに販売ずみとなっていないものも含めて下さい。ただし，昭和46年内に出荷したもので昭和47年に入って返品となったものは差し引いて下さい。

(3) 金額は，内国消費税と課せられたものは，その税額を含めた工場出荷価額とし，また，割引き，値引きされたものは，その分を差し引いた販売実績によって下さい。出荷ずみでも，販売実績の決定のものと同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものについては，見積り価額によって下さい。

13ロ 品目別製造品在庫額

(1) この事業所の所有する製造品の昭和47年末現在の在庫額を品目別に記入して下さい。

(2) 半製品および仕掛品の各指定に属するものは含めないで下さい。

13ハ 加工賃収入額

この調査において，賃加工というのは，他から支給された主要原材料によって製品し，あるいは，他の所有する製品，半製品に賃加工，処理を加え，これによって加工賃を受け取る場合に限ります。したがって，普通に加工賃と呼ばれる取引に関する事業所でも，自己の所有する原材料や製品に加工する場合には，この事業所の製品とみなすわけから，これらは，「13イ品目別製品出荷額」に記入して下さい。

13ニ 修理料収入額

(1) 修理料収入額には，他人のものを修理して受け取った修理料と受け取るべき修理料を記入して下さい。

(2) 船舶の修理，航空機および軌空機用原動機のオーバーホールなどについて修理をしたもの，自己所有の原材料によって修理した場合は，「13イ品目別製造品出荷額」に記入し，他から原材料の支給を受けた場合には，「13ハ加工賃収入額」に記入して下さい。

17 主要原材料名

たとえば，綿花を購入して綿糸を作り，この綿糸から織織物を製織する場合は，最初購入した綿花を記入するのであって，綿糸を記入するのではありません。また，他の工場で作られた織織物類を購入または支給され，これに賃加工を行って織織の製品を付ける場合には，この織織用綿糸を記入して下さい。

18 作 業 工 程

「13製造品の出荷額，在庫額等」に記入した製造品および賃加工品のうち，おもなものについて，この事業所の作業の工程を，月別的に説明して下さい。2個以上の製品のある製品については，そのうちどの方法によっているか，また自動機械によっているか，手作業によっているかなどの要点を明確に記入して下さい。

19イ 事業所敷地面積および建築面積

(1) 敷地面積には，昭和47年12月31日現在において，事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積を記入して下さい。ただし，緑区，住宅，寄宿舎，グランド，その他福利厚生施設などに使用している敷地が，生産設備（倉庫などを含む。）などのある敷地と遠隔（公道），へい，さくなどにより明確に区別される場合，またはこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いて下さい。

(2) 借地等の関係ある拡張予定地は含めて下さい。

(3) 建築面積には，(1)の事業所事務所内にあるすべての建築物の面積を記入し，昭和47年12月31日現在建築中のものであっても躯体に計上（建設仮勘定として計上）したものについては建築面積に含めて下さい。

(4) 延べ建築面積には，事業所の敷地内にある全建築物の各階の面積の合計を記入して下さい。なお，延べ建築面積の建築面積と同じ場合は，同じ数字を記入して下さい。

19ロ 「取得した用地の地目別面積および価額

(1) 取得面積には，昭和47年1月1日から12月31日までの1年間に工業用地として買入契約を締結したものすべての面積を記入して下さい。

(2) 取得価額には，工業用地とするための整地費，埋立費，補償費などの諸費用を含めて買入れまたは買入契約を締結した場合には，その価額とします。土地との諸費用を含めないいわゆる買買入または買契約の場合には，これらの諸費用を推定して用地取得価額に含めて下さい。なお，対価の支払がなくても引入契約が成立すれば，その買約した価額と価額を記入することになります。

(3) 分布状況（畑，田，林，荒，その他）の別に応じた土地の面積については，この調査の所有に属するものをいう）の現在の免許を受けた場合は，その許可をもって買入契約とします。この場合，許可面積をもって取得価額（許可時に相当，未成であっても）とします。なお，取得価額には補償費，補償費などの諸費用を推定し記入して下さい。

(4) 地目別区分の「用途地（現在予定地を含む。）」とは，公有，私有を問わず，畑，田，林，荒，などを現在している場合をいいます。

19ハ 1日当り水源別用水量

公共水道には，簡易用水または市町村によって経営される工業用水道または上水道から供給を受けるものをいいます。

(1) 工業用水道とは，飲用に適しない工業用水を供給するものです。

(2) 上水道とは，一般の水道のごとく个人の飲用に適するかを供給するものです。

(3) 地表水には，河川，湖沼または貯水池から取水する水の量を記入して下さい。

(4) 伏流水には，河川敷または田用川敷内において集水埋きょによって取水する水の量を記入して下さい。

(5) 井戸水には，浅井戸，深井戸または湧泉から取水する水の量を記入して下さい。

(6) その他には，上記のいずれにも属さないで，次の「回収水」以外のもの，たとえば農業用水路から取水する水，地下鉱業業所から供給を受ける水などの量を記入して下さい。

(7) 回収水には，この事業所で一度使用した水を，冷却塔，沈水施，ばっ気施，凝縮装置などの回収装置を通じて回収使用するもの量を記入して下さい。なお，上記の回収水の量段と違さずに循環して使用しているものも「7回収水」に記入して下さい。

19ニ 1日当り用途別用水量

(1) ボイラー用水とは，ボイラー内で蒸気を発生させるために使用される水のことをいいます。

(2) 原料用水とは，製品の製造過程において原料として，そのまま用いられる水，あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。

(3) 製品処理用水および洗じょう用水
製品処理用水とは，原材，半製品，製品などの表面溶解など物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。たとえば，パルプ製造工程におけるパルプの漂白溶解用水，ビスコース製造工程における可性ソーダの溶解用水，染色用水などがこれです。
洗じょう用水とは，工場設備または製品の洗じょう用に供される水のことをいいます。

(4) 冷却用水とは，工場の設備または製品の冷却用に使用される水のことをいいます。

(5) 温調用水とは，工場内の温度または湿度の調整，有害物の除去のために使用される水をいいます。

(6) その他とは，上記のいずれにも属さない用水，たとえば，工場内での従業員の飲用水，掃用水をいいます。

2 1 記入にあたっては，各項目の説明をよく読んで下さい。金額は，一万円未満は四捨五入して，万円まで記入して下さい。

この調査票は，調査員に二部提出して下さい。一部は都道府県に，一部は通商産業省に送付され，それぞれ厳重に保管されます。

5 4 3 ◎欄は調査員または市区町村，○欄は市区町村，◎欄は都道府県，※欄は通商産業省で記入します。

この調査票は，徴税その他申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。

この調査票は，つぎのような経路をへて通商産業省に提出されます。申告者→（調査員経由）→市区町村→都道府県→通商産業省

市区町村番号 ○ | 工業調査亦業所番号 ◎ | 工業調査区番号 ◎ | 秘 指定統計第10号 | 昭和47年工業統計調査 **工業調査票乙** （従業者19人以下の事業所用） | 系番 ※ | 産業 ※ | 基本調査区番号 ○

1 事業所の名称および所在地（ふりがな）　（電話　局　番）
都道府県 市区郡 区町村 番地 番号

2 本社または本店の名称および所在地（1と同じ場合は同左と記入して下さい。）（電話　局　番）
都道府県 市区郡 区町村 番地 番号

3 経営組織
あてはまる番号一つに○をつけて下さい。
1 会社
2 組合・その他の法人
3 個人

4 資本金額または出資金額（会社に限る。）
昭和47年末現在払込みずみの資本の額または出資の額を記入して下さい。

百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

5 他事業所の有無 あてはまる番号一つに○をつけて下さい。
1 工場が一つで，本社はこの工場と同じ場所にある。
2 工場が一つで，本社はこの工場と異なった場所にある。
3 工場が二つ以上ある。（上記1，2以外）

6 従業者数（年末現在）

	男	女	計
常用労働者 1カ月を超える期間を定めて雇われている臨時の者と11月，12月のそれぞれの月において18日以上または7月から12月までに通算して60日以上雇われた臨時，日雇の者も含めます。			
個人事業主および家族従業者 無給に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。			
合計			

7 現金給与総額（年間）
（1）常用労働者に対する基本給，諸手当，特別に支払われた給与（期末賞与など）の額を記入して下さい。なお，通勤金，解雇予告手当なども含まれます。
（2）常用労働者に含まれない臨時，日雇の者に対する給与の額も含まれます。

金額 十億	億	千万	百万	十万	万	千円
						×

8 原材料，燃料，電力の使用額および委託生産費の合計金額（年間）
（1）原材料，燃料，電力の使用額には，他から購入したものと同じ企業の他の事業所から受け入れたものなどのうち実際に使用した純使用額を記入して下さい。（購入額を記入するのではありません。）
（2）委託生産費には，原材料またはこの事業所の製品を他に支払って製造，加工を委託した場合，これに支払った加工賃と支払うべき加工賃を記入して下さい。

金額 十億	億	千万	百万	十万	万	千円
						×

9 製造品出荷額等
（1）製造品とは，自己の所有する原材料によって製造された製品をいい，製造品には副産物，製造工程から出たくず，廃物も含めて下さい。
（2）製造品には，原材料を他に支払して製造させたものを含め，仕入れてそのまま販売するものは含めないで下さい。
（3）同じ企業の他の事業所へ引き渡したものも製造品出荷額に含めて下さい。
（4）製造品名，賃加工品名，番号，数量単位名などの記入にあたっては，商品分類表を参照して下さい。なお，製造品の数量は単位未満を四捨五入して記入して下さい。
（5）出荷金額は工場出荷価額によって記入して下さい。

イ 品目別製造品出荷額（年間）

※	⑰	番号	製造品名	数量単位名	品目別製造品出荷額 数量	金額 十億	億	千万	百万	十万	万	千円
												× ①
												× ①
												× ①
												× ①
												× ①
												× ①
					製造品出荷額計							×

ロ 加工賃収入額（年間）他の企業の所有する原材料または製品に賃加工して引き渡したものに対して受け取った加工賃と受け取るべき加工賃を記入して下さい。

※	⑰	番号	賃加工品名	金額 十億	億	千万	百万	十万	万	千円
										× ②
										× ②
			加工賃収入額計							×

13 おもな原材料名および簡単な作業工程

購入したもの	支給されたもの
（9項に記入した製造品の製造または加工についての作業工程を記入して下さい。）	

ハ 修理料収入額（年間） 880000 ×
10 （イ，ロ，ハ）の合計金額 ×
11 内国消費税額9イ品目別製造品出荷額の金額に含まれている（年間） 物品税，酒税，トランプ類税などの税額の合計 ×
12 （10−11）の金額 ×

下記の14項は従業者9人以下の事業所は記入する必要がありません。

14 有形固定資産
（1）有形固定資産（土地を除く。）には建物，構築物，機械，装置，船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品などを帳簿価額で記入して下さい。
（2）取得額には，購入，建設，自家製作，同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ，増改築，建設仮勘定からの振替えなどによる取得額を記入して下さい。
（3）除却額には，売却，廃棄，滅失，同じ企業に属する他の事業所への引き渡しなどによる除却額を記入して下さい。
（4）減価償却額には，減価償却費として有形固定資産勘定より控除した金額または減価償却引当金として計上された金額を記入して下さい。

区分	年初現在高	取得額（年間） 新規のもの	取得額（年間） 中古のもの	除却額（年間）	減価償却額（年間）
有形固定資産（土地を除く。）	×	×	×	×	×
土地	×	×	×	×	×

備考

◎イ　※ロ　調査員押印　申告者の記名と押印 ㊞

Sample

通商産業省